

松山広域福祉施設事務組合

事業計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

松山広域福祉施設事務組合

目次

事業計画の策定にあたり	1
① はじめに	
② 松山広域福祉施設事務組合の概要及び沿革	
③ 一部事務組合事業計画について	
1 一部事務組合の現状・課題及び施策について	3
松山圏域市町の動きと一部事務組合との関連	
一部事務組合の現状と課題	
今後の方針及び施策	
重点取り組みについて	
2 令和5年度までの主な取り組みについて	6
3 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること	7
経緯	
現状と課題	
今後の方針	
施策	
4 救護施設の設置、管理及び運営に関すること	9
現状と課題	
今後の方針	
施策	

事業計画の策定にあたり

① はじめに

松山圏域（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）は、愛媛県のほぼ中央にある松山平野に位置します。西は瀬戸内海に面する海岸線約 57 km 及び忽那諸島により山口県、広島県に面し、背後は霊峰石鎚山を頂点に山岳線により北は西条市、東南部は高知県及び大洲市等に接しています。

古くから、瀬戸内海沿岸での海上交通の要衝として、また阪神・中国・九州の結節点として重要な位置にあります。

松山圏域を取り巻く社会情勢は、人口の減少と少子高齢化社会の進行、安全・安心な社会生活基盤の整備や自然環境の保全などに対する住民意識の高揚、価値観の多様化など近年大きく変化しています。

こうした社会情勢に対応するため、専門性・公平性・効率性の確保が特に必要である福祉の分野について、一部事務組合で共同実施することとしています。また、各自治体は、市町単位の行政域の制約がありますが、地域の住民は、行政域も越える生活域で日常生活を送っています。

そのため、自治体が政策を進める際には、より住民に身近で且つ行政域にとらわれない発想が求められます。

松山広域福祉施設事務組合では、特別養護老人ホーム久谷荘にて、「身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時介護が必要な方」を対象に、救護施設みさか荘にて、「身体上又は精神上に著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者」を対象に、質の高い明るくぬくもりのある家庭的な雰囲気でのサービス提供、生きがいをもって生活ができるよう適切な援助、地域に愛される施設運営を基本方針として行っています。

今後、当事務組合は、持続可能な経済社会構築への流れを踏まえ、松山圏域や関係市町の特性を活かし、相互に連携を図りながら広域行政を推進し、松山圏域の将来を見据えた一体的な振興・発展への貢献を目指します。

② 松山広域福祉施設事務組合の概要及び沿革

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町は、愛媛県の約 5 割の人口を擁し、その約 8 割が松山市に集中するとともに、周辺の市町も松山市のベッドタウンとなっています。

松山広域福祉施設事務組合は、昭和 50 年 8 月に松山市、伊予市、北条市、温泉郡、伊予郡、上浮穴郡の 3 市 9 町 4 村によって設立されました。

その後、昭和 51 年 12 月に、特別養護老人ホーム久谷荘（定数 150 名）及び救護施設みさか荘（定数現在 130 名→100 名「令和 6 年 4 月予定」）が開設されました。

また、平成 16 年、17 年の市町村合併（上浮穴郡小田町脱退）により、構成団体が 6 市町となっています。

《構成団体（市町）》

3 市 3 町により共同設置しています。

松山市、伊予市、東温市、久万高原町（上浮穴郡）、松前町、砥部町（伊予郡）

③ 一部事務組合事業計画について

松山圏域の福祉の拠点として、質の高いサービスの提供を目指し、また、常にコスト意識を持ちながら効率的に事業を進め、経営的にも持続的な成長につなげるために、本事業計画を策定します。

松山広域福祉施設事務組合の事業計画の期間については、各構成団体が策定する

- ・第9期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・伊予市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
- ・第9期東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・久万高原町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
- ・松前町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
- ・砥部町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

との整合性を図るため、これらの計画期間と終期を合わせ令和8年度（2026年度）までとしています。

●事務組合構成団体別 面積・人口・世帯数

市町名	面積 (km ²)	令和3年		令和4年		令和5年	
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
松山市	429.35	507,777	253,393	504,509	254,299	500,948	254,908
伊予市	194.43	36,150	16,136	35,872	16,185	35,576	16,265
東温市	211.30	33,332	15,396	33,239	15,558	33,180	15,789
久万高原町	583.69	7,729	4,255	7,489	4,161	7,200	4,031
松前町	20.41	30,490	13,639	30,358	13,720	30,459	13,955
砥部町	101.59	20,528	9,379	20,520	9,493	20,402	9,566
構成市町計	1,540.77	636,006	312,198	631,987	313,416	627,765	314,514
愛媛県計	5,675.92	1,344,919	656,983	1,330,302	657,331	1,315,335	657,856

※人口及び世帯数 住民基本台帳(各年度9月末時点)

※面積 国土地理院発表(令和5年7月1日現在)

1

一部事務組合の現状・課題及び施策について

松山圏域市町の動きと一部事務組合との関連

松山圏域（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）は、愛媛県内の他の圏域の人口が減少傾向となる中で、松山圏域への人口集中が進んできました。

近年、上浮穴地域などの山間部や中島などの島しょ部では、過疎化及び高齢化が急速に進行しており、保健・医療・福祉など生活環境の充実が急務となっています。

その中で、平成28年7月、松山市と近隣5市町（伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）は、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる魅力ある圏域を形成するため、連携協約を締結しました。（【松山圏域連携中枢都市圏構想】※1）この連携協約により、当事務組合の構成団体である3市3町は、相互の自然、文化、歴史、都市機能及び人材を最大限活用し、連携していくこととしています。

この連携協約にて、松山圏域の目指すべき将来像とその実現に向けた具体的取り組みとして「まつやま圏域未来共創ビジョン」が示されました。

同ビジョンは、圏域市町のより一層の持続的発展と地域活性化を目指して取り組むために、平成28年度に策定された「まつやま圏域未来共創ビジョン」を引継ぎ、現在は、「第2期まつやま圏域未来共創ビジョン」となっています。

「第2期まつやま圏域未来共創ビジョン」として当事務組合で関係するものは、次のとおりです。

《人口動向（分析）》

- ・松山圏域全体、各市町ともに総人口がピークを過ぎ、減少傾向にある。
- ・年少人口が減少、老年人口は増加することから、少子高齢化が一層進むと想定される。

《福祉施設の状況》

- ・高齢者人口の増加にともない、要介護認定者が増加するとともに、制度改正の影響を受け、介護予防サービス受給者が増加している。

また、将来像の実現に向けた具体的取り組みの中で、当事務組合で関係するものは次のとおりです。

《圏域全体の生活関連機能サービスの向上》

《具体的な取組》

- ・地域包括ケアシステムの推進
各市町での取り組み事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人達が高齢者になっても住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりに取り組む。

上記、松山圏域での市町の取り組みを踏まえ、将来像との整合をとりながら、当事務組合も事業を進めていく必要があります。

※1 連携中枢都市圏構想

人口20万人、昼夜間人口比率がおおむね1以上などの要件を満たす市が「連携中枢都市宣言」をし、近隣の市町と連携して、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域住民全体の暮らしを支える役割を担う意思を有することを公表します。

連携中枢都市と連携市町が、圏域の方向性、連携する分野、役割を定める「連携協約」を締結します（連携協約締結に当たっては、各市町の議会の議決が必要）。

連携協約に基づく具体的な取組について、関係市町との協議を経て「都市圏ビジョン」を策定します。

一部事務組合の現状と課題

松山広域福祉施設事務組合の設立当初に比べると、少子高齢化の進行やサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の普及をはじめとする民間による事業進出など、社会情勢は大きく変わっています。

こうした中で、当事務組合においても、社会に求められるサービスの提供や将来に渡り持続可能な成長を目指していく必要があります。

具体的な課題としては、

- ・収支バランスのとれた適正な経営の確保
 - ・今後の人口減少・入所者ニーズの多様化・社会情勢等に合わせた入所者定数の検討
 - ・施設の老朽化対策とそれに伴う資金計画の作成及び実行
 - ・事業の簡素化・効率化による適正な人員配置
 - ・松山養護老人ホーム事務組合との統合に向けた検討
 - ・介護人材の確保
 - ・自然災害時、感染症蔓延時における対策強化
- などがあげられます。

今後の方針及び施策

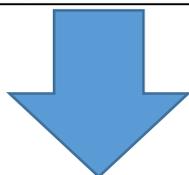
- 当事務組合は、本事業計画に基づき常にコスト意識を持ち効率的な経営に努めていきます。
- 当事務組合の施設がセーフティネットの役割を果たし、受け入れるべき住民を確実に受け入れ、構成団体の福祉事務所等との連携強化を徹底していきます。
- 事務組合福祉施設運営改善検討会において協議を行い、施設経営について全職員が共通認識を持ち、進めていきます。
- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定により計画的な施設整備を行い、入所者にとって快適な生活を送れる施設を目指すと共に、安定的な財源確保に努めていきます。
- 職員の資質向上につながる人材育成に努めていきます。
- 働きやすい環境を整備することにより、介護人材の確保・定着及び介護という仕事の魅力発信等に努めていきます。
- 今後の入所者ニーズの多様化や人口減少等の社会情勢に合わせた入所者定数の検討を行います。
- 自然災害時、感染症蔓延時における対策強化として、ソフト面及びハード面の向上に努めていきます。

重点取り組みについて

本事業計画では、持続可能な施設経営のために必要な取り組みを次のとおり行います。

令和6年度

重点取組	事務組合将来ビジョンの作成
現状・課題	持続可能な施設運営と施設老朽化対策が課題です。
取組内容	急速に進む人口減少・少子高齢化の中で、事務組合として社会におけるセーフティネットの役割を果たすため、事務組合の将来ビジョンを見据えた中長期計画作成に取り組みます。
取組事項	令和6年度より、将来に向けた施設整備や組合運営のあり方を検討するため、(仮称)事務組合福祉施設等の在り方検討プロジェクトチームを設置



令和6年度～令和8年度（経営改善・施設整備へ向けた取り組み）

取組区分	01	施設経営改善
現状・課題	久谷荘は、入所者の確保と科学的介護の推進のほか、介護人材の不足に対応するための業務改善・職場環境改善、ICT機器・介護ロボットの活用が検討課題です。 みさか荘は、入所者数の減少により事業費収入が減少していることから、入所者の確保と併せて、収支改善が課題です。	
取組内容	各職種のリーダー等で構成する「事務組合福祉施設運営改善検討会」を定期的を開催し、本検討会にて経営改善に向けた課題と対応策を打ち出し、全職員が共通認識を持ち、安定した経営基盤構築への取り組み。	
取組事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 収入増加や経費削減検討のため設置した、「事務組合福祉施設運営改善検討会」の定期的な開催 ② 構成団体・福祉事務所・医療機関等との連携強化と広報活動の充実による入所者数の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体等への定期的な入所状況の周知や広報活動 ・広報活動の年間計画の作成 ・ホームページの充実 ③ 収支バランスの取れた予算管理及び執行 ④ 将来にわたる収支シミュレーションの作成 	

取組区分	02	施設整備
現状・課題	久谷荘・みさか荘は、開設より47年を経過し、施設老朽化が著しく、自然災害発生時等に対応する施設改修が必要です。また、改修時には、プライバシーの確保や内装・照明器具等の住環境並びに労働環境に配慮した施設整備が課題です。	
取組内容	「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」を作成し、施設整備方針の決定への取り組み。	
取組事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の作成後の施設整備計画の作成 ② 財源の見通しを踏まえた、資金計画の作成(起債、補助金、基金等の活用) ③ 入所者日常生活へ配慮した工事の実施 	

取組区分	03	組織改革
現状・課題	事務組合運営総括部門である事務局と施設管理部門である施設が、地理的に離れたところであり、円滑な協議等を進める上で支障となっています。また、今後の施設規模検討時には、それに即した、適正な人員配置の検討が課題です。	
取組内容	事務局機能を福祉施設に移転し（令和6年4月予定）、事務局と施設の連携・協力体制の強化と施設規模検討の中での適正な人員配置への取り組み。	
取組事項	① 組織スリム化のため事務局機能を福祉施設に移転し、職員間の連携・協力を強化 ② 事務職員等配置の見直しを行い、事務局業務と施設業務の事務の効率化 ③ 施設規模に合わせた適正な人員配置への検討 ④ 働きやすい職場環境の充実	

スケジュール(令和6年度～令和8年度)

	令和6年度 (上半期)	令和6年度 (下半期)	令和7年度 (上半期)	令和7年度 (下半期)	令和8年度 (上半期)	令和8年度 (下半期)
施設整備及び組合運営のあり方 (将来ビジョン)素案作成	→					
施設所在地(松山市)との調整・決定		→				
構成団体との調整・決定		→				
施設整備及び組合運営のあり方の実行				→		

令和6年度～令和8年度事業計画の基本的な考え方

令和6年度～令和8年度事業計画では、当事務組合として、まつやま圏域におけるセーフティネットの役割を果たすため、持続可能な組合運営を見据えた中長期計画作成に優先して取り組むとともに、施設入所者の安全・安心を最優先に考慮した、施設整備計画の決定・実行に努めます。

また、重点取組の実現のため、令和5年度より経営改善のため実施している、事務組合福祉施設運営改善検討会に加え、令和6年度当初には、(仮称)事務組合福祉施設等の在り方検討プロジェクトチームを設置し、今後の社会的需要と収支バランスを踏まえた、将来ビジョンを作成し、そのビジョンに基づいた、予算化を含めた施設整備や適正な施設規模及び人員配置、一部事務組合の統合等を含めた組合運営のありかたを令和7年度以降に実行できるよう、上記のスケジュールで計画的に取り組めます。

2

令和5年度までの主な取り組みについて

- 令和5年4月にみさか荘入所者定数の規則変更（定数150名→130名）
- 令和5年6月に事務組合福祉施設運営改善検討会の設置
- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画作成（令和6年3月策定予定）

3

特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること

経緯

年月	内容
昭和 50 年 8 月	松山市、伊予市、北条市、温泉郡、伊予郡、上浮穴郡の 3 市 9 町 4 村により松山広域福祉施設事務組合を設立した。
昭和 51 年 12 月	特別養護老人ホーム久谷荘（定数 150 名）を開設した。 救護施設みさか荘（定数 150 名）を開設した。 松山市立保護院を廃止した。
平成 16 年 8 月	市町村合併により構成団体が 13 市町村となった。
平成 16 年 9 月	市町村合併により構成団体が 12 市町村となった。
平成 17 年 1 月	市町村合併により構成団体が 8 市町となった（上浮穴郡小田町が脱退）。
平成 17 年 4 月	市町村合併により構成団体が 6 市町となった。
令和 5 年 4 月	規則改正により、みさか荘入所者定数変更（定数 150 名→130 名）
令和 6 年 4 月	規則改正により、みさか荘入所者定数変更予定（定数 130 名→100 名）

●松山広域福祉施設事務組合が運営する特別養護老人ホームの概況

区分	内容	定数
施設名称	久谷荘	150 名
種類	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	
設置場所	松山市恵原町甲 9 4 0 番地	
建設年月日	着工 昭和 51 年 2 月 28 日 竣工 昭和 51 年 10 月 31 日	
開設年月日	昭和 51 年 12 月 1 日	
敷地	7,851.54 平方メートル	
建物	4,304.78 平方メートル	
入所要件	介護保険法第 7 条第 3 項の規定による要介護者のうち要介護度 3 から 5 までと設定された者及び在宅での日常生活が困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護 1 又は 2 の方の特例的な施設への入所が認められる者並びに老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に基づく措置に係るもの	

現状と課題

特別養護老人ホームでは、要介護認定を受けた高齢者等に対して、入浴・排泄・食事などの介護、機能訓練及び健康管理を行っています。

久谷荘では、原則、要介護3以上の方の入所を受け入れており、その中には医療行為が必要な方も含まれます。令和5年度より科学的介護の推進に取り組み始め、今後はフィードバックされたデータについて検証し、有効活用を図ります。

また、介護人材の不足による人材確保と施設設備の老朽化対策が課題となっています。

介護人材の確保・定着には、労務軽減や介護の仕事に魅力が感じられるような付加価値が必要と考えられ、ICT機器や介護ロボットの導入、ワークライフバランスの推進等、働きやすい職場環境を整備することが求められており、施設老朽化対策については、外壁、水道・電気・ガス等のライフラインの改修の外、床・内壁・照明等の快適な住環境への整備を進める必要があります。

●関係市町別 特別養護老人ホーム入所状況

(単位：名)

施設名	松山市	東温市	伊予市	久万高原町	松前町	砥部町	その他	施設計
久谷荘	98	11	5	5	4	6	6	135

令和6年3月1日現在

今後の方針

「自分らしく生活できる施設」を理念とし、入所者だけでなく家族等にも寄り添ったサービスを提供します。そのために、全職員が倫理観と道徳観を持ち、心安らぐコミュニケーションを心がけると共に、専門的知識・技術の習得等、自己研鑽に努めます。

自然災害・感染症発生等の非常事態に際しても、事業が継続できるよう平時の準備の徹底と職種間の連携力の強化を目指します。

施策

- 看取り介護の検証及び深化、拡充
- ワークライフバランスの推進、業務の効率化等、働きやすい職場環境の整備
- ICT機器、介護ロボットの積極的な導入
- 介護現場の革新的な取り組み(職員の資質、専門性の向上)
- 自然災害や感染症等への対策強化

4

救護施設の設置、管理及び運営に関すること

●松山広域福祉施設事務組合が運営する救護施設の概況

区 分	内 容	定 数
施 設 名 称	みさか荘	100名 ※令和6年4月予定
種 類	救護施設	
設 置 場 所	松山市恵原町甲1000番地	
建 設 年 月 日	着工 昭和51年2月28日 竣工 昭和51年10月31日	
開 設 年 月 日	昭和51年12月1日	
敷 地	7,459.00 平方メートル	
建 物	2,533.36 平方メートル	
入 所 要 件	生活保護法第38条第2項の規定に基づいて、身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者	

現状と課題

救護施設は、生活保護法によって規定された福祉施設で、身体上又は精神上著しい障がいがあるため、生活支援を必要とする人たちが入所する施設です。

近年、多様化する社会情勢の中、入所傾向として、単なる生活困窮者だけではなく、アルコール依存、覚醒剤等薬害後遺症、その他さまざまな障がいのある人が入所しているほか、自閉症、ひきこもりなどの子供たちが大人になり入所するケースもあります。このような、さまざまな事情で、家庭等での生活を行うことが、困難な人の受け入れを生活保護法のもと行う、社会におけるセーフティネットとしての役割を果たしています。

生活保護制度における「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」では、救護施設については生活扶助を実施するだけでなく、現実に求められている多様なニーズに対応し、自立支援プログラムとの関連において、入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の実施の場として活用することが重要であると報告されており、自立支援を目的とする施設として、あらゆる障がい者等を幅広く受け入れる機能も求められています。

また、施設入所者の減少と施設設備の老朽化対策が課題となっており、安定した事業費収入を得るために入所者の確保と外壁、水道・電気・ガス等のライフラインの改修の外、床・内壁・照明等の快適な住環境への整備を進める必要があります。

●関係市町別 救護施設入所状況

(単位：名)

施設名	松山市	東温市	伊予市	久万高原町	松前町	砥部町	その他	施設計
みさか荘	55	4	1	0	1	3	35	99

令和6年3月1日現在

今後の方針

入所者の「安全」「健康」「快適」を支援サービスの原点とした基本理念に基づき、入所者の立場に立った施設づくりとして下記のことを目指します。

- (1) 明るく開放的な雰囲気づくりと、常に整理整頓が行き届いた施設
- (2) 入所者の個性とプライバシーを大切に守る施設
- (3) 優しく丁寧な言葉遣いで入所者の尊厳を守る施設
- (4) 研修の大切さを理解し、熱意と向上心の旺盛な職員を育成する施設
- (5) 施設の特色を生かした地域貢献のできる施設
- (6) 地域との交流を積極的に図り、コミュニティの拠点となる施設

施 策

- 入所者の生活環境の整備、衛生管理・感染症等予防対応の推進
- 入所者の人権擁護・個別支援計画策定・サービスの充実により自己実現への支援
- 自立支援プログラム、施設内自立、地域生活移行支援及び介護施設等への転所を推進
- 着実な事業実施のための経営基盤構築
- 今後の人口減少・入所者ニーズの多様化・社会情勢等に合わせた入所者定数の検討
- 職員研修等による職員の人材育成、専門知識修得のための機会の充実
- セーフティネットの役割を果たす施設として、機能強化に向けた関係機関との連携強化
- 自然災害や感染症等への対策強化

